

令和8・9年度 格付けを行うために必要な各等級ごとの総評定点の基準

等級	評定事項	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
A	総評定点	850点以上	800点以上	850点以上
	資本金	3,000万円以上	2,000万円以上	2,000万円以上
	技術職員数	5名以上 (うち1級技術者3名以上)	3名以上 (うち1級技術者2名以上)	3名以上 (うち1級技術者1名以上)
	許可区分 昇級条件	特定建設業 直近2年間B	特定建設業 直近2年間B	特定建設業 直近2年間B
B	総評定点	800点~849点	700点~799点	750点~849点
	資本金	2,000万円以上		
	技術職員数	3名以上 (うち1級技術者2名以上)	2名以上 (うち2級以上の技術者1名以上)	2名以上
	許可区分 昇級条件	特定建設業 直近2年間C	直近2年間C	直近2年間C
C	総評定点	700点~799点	699点以下	749点以下
	技術職員数	2名以上 (うち2級以上の技術者1名以上)	1名以上	1名以上
	昇級条件	直近2年間D		
D	総評定点	600点~699点		
	技術職員数 昇級条件	2名以上 直近2年間E		
E	総評定点	599点以下		
	技術職員数	1名以上		

※技術職員はそれぞれの格付け対象業種において、建設業許可に必要な技術者要件を満たしているものに限ります。

- 「総評定点」は「客観的要素（経営事項審査の総合評定値（P）」と「主観的要素」により算定します。
- 前回格付けにより等級要件が2等級以上昇級するものは1等級の昇級に留めませんが、降級する者は該当する等級に降級するものとします。
- 初めて田原本町建設工事入札参加資格申請書を田原本町に提出した者は、最下位等級を原則とします。
- 国土交通大臣の特別認定者は、認定された業種に限り1級技術者として取り扱うこととします。
- 各等級の評定事項（技術職員数、許可の種別及び資本金。但し総評定点を除く。）に係る基準（以下「格付け要件」という。）は、次回の格付けまで満たしていることが必要です。
なお、格付け要件を満たさなくなった場合は、報告しなければなりません。この場合には、該当する等級に降級するものとします。
- 格付け要件の対象となった技術者が退職した場合は、退職した日から2ヶ月以内に退職した技術者と同等以上の資格を有する技術者を新たに雇用することが必要です。
ただし、建設業法で期日が定められている専任技術者等については、法に定められた期限までに届け出る必要があります。
- 新たに格付けされた者は、新たに格付けされた年度は、格付けされていることを条件とした一般競争入札に参加できません。
- 建設工事を対象に田原本町建設工事請負業者資格審査規程第9条の2により区分された格付け等級を受けた者のうち本町での営業区分が従たる営業所として登録された者については、1年間に入札参加できる回数を格付け等級を受けた業種毎に2回までとします。